

失業等の場合の減免判定モデル例（令和7年度）

夫婦（各45歳）・子（14歳）世帯、持ち家の場合

		令和6年		令和7年	
		夫(会社員)	妻(パート)	夫(6月末解雇)	妻(パート)
給	収入	4,800,000円	960,000円	2,400,000円	960,000円
	所得※1	3,400,000円	410,000円	1,600,000円	410,000円

※1 下記②③で使用。給与所得は、収入（支払い額）から給与所等控除をした後の額です。

①失業等の事由の確認

会社事業縮小による解雇（失業保険なし）

②見込所得額の割合

$$\frac{\text{令和7年分（夫：1,600,000円＋妻：410,000円）}}{\text{令和6年分（夫：3,400,000円＋妻：410,000円）}} \times 100 = 52\%$$

③見込所得額と基準生活費の比率（140%以下）

$$\frac{\text{見込所得額 2,010,000円}}{\text{基準生活費 2,172,230円}} \times 100 = 92.5\%$$

上記の判定の結果、①、②、③すべての要件に該当するため、減免となります。

問い合わせ：国保年金課 国民健康保険班

042-707-8111（相模原市国民健康保険コールセンター）